

国不籍第196号
令和2年9月29日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長
(公印省略)

土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う地籍調査に
関する事務の取扱い等について（通知）

本年3月31日に公布された土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号。以下「改正法」という。）及び同年6月12日に公布された国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第183号。以下「改正政令」という。）の一部の規定が本日付で施行されるとともに、国土調査法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第79号。以下「改正省令」という。）が本日付で公布・施行されました。

これら法令の施行に伴う地籍調査に関する事務の取扱い等については、下記の点に留意いただくとともに、この旨を貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対しても周知いただきますようよろしくお取り計らい願います。

なお、特に断りがない限り、下記に掲げる国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「国調法」という。）、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「不登法」という。）、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「施行令」という。）、国土調査法による不動産登記に関する政令（昭和32年政令第130号。以下「国調法登記令」という。）、国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号。以下「施行規則」という。）及び地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）の条文は、改正法、改正政令及び改正省令による改正後のものとなります。

おって、下記については法務省民事局と協議済みであることを申し添えます。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づくものです。

第1 街区境界調査成果に係る特例（国調法第21条の2関係）

1 総論

地籍調査は、国調法第2条第5項において、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行うものとされている。これについて、特に都市部においては調査の困難性の高さから進捗が遅れているところであるが、道路等の公有地と私有地との境界（いわゆる官民境界）が明らかになっていれば、地籍調査が完了する前であっても、災害からの迅速な復旧・復興、まちづくり等において効果が見込まれることから、今般の改正により、地籍調査の途中成果である官民境界の先行調査の成果（街区境界調査成果）に係る特例を創設するものである。

（1）地図及び簿冊の作成

地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等（国調法第2条第1項第3号に規定する土地改良区等をいう。以下同じ。）は、当該地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、一の街区内にその全部又は一部が所在する一筆又は二筆以上の土地であって、当該街区の外にその全部が所在する土地（以下「街区外土地」という。）に隣接する土地（以下「街区内土地」という。）について、その所有者及び地番の調査並びに当該街区内土地と街区外土地との境界（以下「街区境界」という。）に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図及び簿冊を作成することができることとされた（国調法第21条の2第1項）。

ここで、街区とは、「道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域」（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号）をいう。なお、前述のとおり、調査及び測量は街区内土地及び街区境界について行うこととしており、いわゆる袋地となっている土地は対象外である。

また、地図及び簿冊の様式は、施行令で定めることとされ（国調法第21条の2第2項）、表示する事項は施行令第2条第1項第12号に定められるとともに、様式については、地図にあっては施行規則別記様式第1（地籍図と共通）に、簿冊にあっては施行規則別記様式第5によるものとされた（施行規則第2条）。

（2）閲覧・送付

地方公共団体又は土地改良区等は、国調法第21条の2第1項の地図及び簿冊を作成したときは、遅滞なく、その旨を公告し、調査及び測量が行

われた市町村の事務所において、その公告の日から20日間、当該地図及び簿冊を一般の閲覧に供しなければならないこととされた（同条第3項）。

また、閲覧に供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は施行令第15条に規定する限度以上の誤差があると認める者は、当該期間内にその旨を申し出ることができ、地図及び簿冊を作成した地方公共団体又は土地改良区等は、当該申出に係る事実があると認めたときは、地図及び簿冊を修正しなければならないこととされた（国調法第21条の2第4項において準用する第17条第2項及び第3項）。

さらに、閲覧及び必要な修正を行った後、地図及び簿冊を、都道府県知事又は国土交通大臣（以下「都道府県知事等」という。）に送付しなければならないこととされた（国調法第21条の2第4項において準用する第18条）。

（3）認証

① 認証の請求

地方公共団体又は土地改良区等は、1（2）で送付した地図及び簿冊（以下「街区境界調査成果」という。）について、都道府県知事等に認証の請求をすることができることとされた（国調法第21条の2第5項）。この認証の請求は、1（1）の調査及び測量を行った地方公共団体又は土地改良区等の名称並びに街区境界調査成果の名称を記載した認証請求書（施行令第21条第1項）に、当該街区境界調査成果の写し2部（電磁的記録により成果を送付した場合を除く。）を添えて提出することにより、行うこととされた（施行令第21条第2項において読み替えて準用する第16条第2項）。

② 都道府県知事等による認証

①の認証の請求を受けた都道府県知事等は、その街区境界調査成果に測量若しくは調査上の誤り又は施行令第15条に規定する限度以上の誤差がある場合を除き、認証しなければならないこととされた（国調法第21条の2第6項において読み替えて準用する第19条第2項）。なお、都道府県知事が認証する場合には、都道府県知事は、あらかじめ国土交通大臣の承認を得なければならない（国調法第21条の2第6項において読み替えて準用する第19条第3項）、この承認の申請は、1（1）の測量及び調査を行った地方公共団体又は土地改良区等の名称、街区境界調査成果の名称及び当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度を記載した承認申請書に、施行令第15条に規定する限度以上の誤差がないことを証する書類又は当該街区境界調査成果の写し1部を添えて提出することにより、行うこ

ととされた（施行令第21条第3項において読み替えて準用する第17条）。

また、成果を認証した都道府県知事は、通常用いる公示の方法により、認証した旨を公告しなければならないこととされた（国調法第21条の2第6項において読み替えて準用する第19条第4項及び施行令第18条）。

（4）登記

都道府県知事等は、街区境界調査成果を認証した場合、その成果の写しを当該成果に係る土地を管轄している登記所に送付しなければならない（国調法第21条の2第7項）、送付を受けた登記所の登記官は、当該成果のうち簿冊の写しに基づいて、表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は更正の登記をしなければならないこととされた（同条第8項及び国調法登記令第2条）。

（5）保管・公表

都道府県知事等は、認証した街区境界調査成果の写しを都道府県知事又は市町村長（以下「市町村長等」という。）に送付しなければならない、この送付を受けた市町村長等は、当該成果の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならないこととされた（国調法第21条の2第9項において読み替えて準用する第21条）。また、市町村長等は、民間事業者が実施する測量等、地籍調査以外の測量及び調査において、街区境界調査成果に係る情報の活用が図られるよう、当該情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する等の措置を講ずるよう努めるものとされた（国調法第21条の2第10項）。

（6）調査の経費

街区境界調査成果は、地籍調査の途中成果として作成されるものであり、その過程についても当然に地籍調査の一部として位置付けられるものであることから、国調法第9条の2に基づく経費の負担の対象となる（施行令第14条）。

2 街区境界調査の作業工程

街区境界調査成果は、地籍調査の途中成果を法的に位置付けたものであるから、街区境界調査成果を得るための調査及び測量（以下「街区境界調査」という。）の作業工程は基本的に地籍調査と同様である。このため、街区内土地の所有者及び地番並びに街区境界の調査を通常的地籍調査の場合と合わせて「一筆地調査」と、街区境界の測量を通常的地籍調査の場合と合わせて「地籍測量」と総称することとされた（準則第3条第2項及び第3項）。

街区境界調査では、街区内土地に該当しない土地の調査を行わないため、通常の地籍調査とは作業の内容が一部異なるところ、当該内容について、以下に示す。

(1) 街区境界調査票の作成

通常の地籍調査における地籍調査票に代わるものとして、街区境界に接する毎筆の土地について、登記簿に基づいて街区境界調査票を作成するものとされた（準則第18条）。

(2) 一筆地調査

各街区について、街区内土地の所有者及び地番並びに街区境界の調査を行うこととされた（準則第23条第1項及び第23条の2第1項）。

街区境界は、地籍調査において調査すべき筆界の一部であることから、準則第30条の規定に従って筆界の調査を行うこととされた。また、街区境界調査において筆界の確認ができない場合は、調査図素図に「街区境界未定」と朱書きするものとされた（準則第30条第5項）。

なお、街区境界調査において筆界の確認ができない場合であっても、その後の事情の変更等を踏まえ、後続の地籍調査において改めて当該筆界の調査を行うことは可能である。

(3) 地籍測量

街区境界調査における地籍測量は、通常の地籍調査と同様であり（準則第37条ほか）、地籍測量の結果は街区境界調査図原図に取りまとめるものとされた（準則第41条）。

(4) 街区面積測定

各街区及び長狭物その他街区外の土地の各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかについて点検することとし、その結果は、街区面積測定成果簿に取りまとめることとされた（準則第86条及び第87条）。その後、街区境界調査票、調査図、街区境界調査図原図及び街区面積測定成果簿に基づいて、街区境界調査簿案を作成するものとされた（準則第88条の2）。

(5) 成果の閲覧

街区境界調査図原図及び街区境界調査簿案について、通常の地籍調査と同様に、閲覧の手続きを行い（1（2）参照）、当該手続きが終了した後、それぞれを街区境界調査の成果として、街区境界調査図及び街区境界調査簿とすることとされた（準則第89条の2）。

(6) 成果の保管

成果はそのままで保管することとし、後続の地籍図及び地籍簿が作成さ

れるまでの間は、土地の異動等があるときは、継続的に補正するよう努めることとされた（準則第89条の2第2項）。

第2 地方公共団体による筆界特定の申請（不登法第131条第2項関係）

筆界特定とは、ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた線である筆界（不登法第123条第1号）について、筆界特定登記官が、その現地における位置を特定するものである（同条第2号）。筆界特定については、従来、土地の所有権登記名義人等（同条第5号参照）が申請することができることとされていた（不登法第131条第1項）が、改正法により、地籍調査においても活用可能な仕組みとして、地方公共団体が、筆界特定登記官に対し、一定の要件の下で、筆界特定の申請をすることを可能とする規定が新たに設けられた（同条第2項）。

なお、地籍調査を実施する地方公共団体が当該規定に基づき筆界特定を申請する場合の詳細については、別に通知する「筆界特定申請書作成要領について（通知）」を参照されたい。

第3 リモートセンシングデータを活用した地籍調査に係る測量作業

改正前の準則においては、航測法による地籍測量として、空中写真を用いた測量方法が規定されていた。これは、一筆地調査によって現地で確認した筆界点の位置に、空中写真上で判読できるよう対空標識を設置し、その筆界点の位置の座標値について、地上測量に代えて空中写真測量により算出するものであった。しかしながら、近年は、この方法を用いた地籍測量は行われておらず、事実上、地上法による地籍測量のみが実施されてきたところである。

他方、近年では、測量技術の進展等により、空中写真、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータ（以下「リモセンデータ」という。）を活用した測量手法が様々な分野で広く活用されているところである。そこで、当課では、リモセンデータを活用した地籍調査の方法を「リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル」（平成30年5月31日付け国土籍第215号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知。以下「マニュアル」という。）として平成30年5月に取りまとめ、準則第8条の承認を得て、同方法を採用することができるようにしていた。

今般、第7次となる国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）において、山村部におけるリモセンデータの活用等の地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を図るものとされたことから、リモ

センサーデータを活用した測量手法について、新たな航測法として、基本的にはマニュアルにおいて示した方法を採用しつつ、準則に位置付けることにしたものである。

なお、マニュアルに示された集会所等における筆界の確認については、本年6月の準則改正（地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第62号）による準則の改正をいう。以下同じ。）により、準則第23条の2第1項第2号に該当する図面等調査として既に位置付けられ、準則第30条等に基づき調査を行うこととなっている。また、マニュアルにおける主要事項のうち、準則には規定されなかった事項については、今後改正予定の地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日付け国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）等において別途明らかにすることとしている。

新たな航測法の工程は、地籍図根三角測量、航空測量及び地籍図原図の作成に区分されており（準則第76条第1項）、その内容は以下のとおりである。

1 地籍図根三角測量（準則第76条の2関係）

航測法では、空中写真測量又は航空レーザ測量における水平位置及び標高の基準となる点として、原則として地籍図根三角点を設置することとされた。そのため、地籍図根三角測量については、地上法による場合と何ら変わることはないことから、地上法による地籍測量における地籍図根三角測量の規定を読み替えて準用することとされた。

2 航空測量（準則第76条の3から第83条の2まで関係）

航測法における航空測量は、航測法の中心ともいえるべき工程であり、空中写真測量、航空レーザ測量、既存資料の収集及び解析、補備測量並びに筆界点の座標値の算出に区分されている。

（1）空中写真測量

空中写真測量とは、航空機又は無人航空機に搭載した航空カメラを用いて空中写真を撮影し、地形、地物等の位置や形状を取得する測量をいう。

空中写真測量では、まず、標定点（空中写真測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点）を選定するとともに、後述する補備測量の実施が見込まれる場合には、航測図根点（補備測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点であって、空中写真測量又は航空レーザ測量によって当該点の座標値及び標高を求めるもの）を選定することとされた（準則第77条）。

次に、航空機又は無人航空機を用いて空中写真撮影を行い（準則第79条）、その空中写真について空中三角測量（撮影された空中写真と地上座標との対応付けを行うための測量）を行うこととされた（準則第81条）。

その後、撮影された空中写真及び空中三角測量の成果を用いて、地目の調査及び筆界案の作成の基礎となる資料（以下「基礎資料」という。）を作成することとなる（準則第81条の2）。基礎資料の例としては、オルソ画像（空中写真を地図と重なるように加工した画像をいう。以下同じ。）、微地形表現図（地表面の微妙な地形変化が判読できるように加工した画像をいう。以下同じ。）等が挙げられる。

ここで作成した基礎資料は、図面等調査における地目の調査及び筆界案の作成の基礎資料として活用されることになる。

このことから明らかなように、航測法による地籍測量は、その一部工程が一筆地調査に先立って行われることを前提としており、また、一筆地調査の終了後は、その結果を踏まえて、地籍測量として筆界点の座標値を計測することになる。この意味において、一筆地調査と地籍測量は併行して行われることになる（準則第76条第3項）。

（2）航空レーザ測量

航空レーザ測量とは、航空機又は無人航空機に搭載した航空レーザ測量システム（レーザ測距装置、GNSS測量機、慣性計測装置（航空機又は無人航空機の姿勢及び加速度を計測する装置）及びその処理装置からなるもの）を用いて、レーザ光が照射された地上の各点における三次元の座標値データを取得する測量をいう。

航空レーザ測量では、まず、空中写真測量と同様にして、調整用基準点（航空レーザ測量における点検及び調整のために必要な水平位置及び標高の基準となる点）を選定するとともに、補備測量の実施が見込まれる場合には、航測図根点を選定することとされた（準則第77条）。

次に、航空機又は無人航空機を用いて航空レーザ計測を行い（準則第81条の3）、計測範囲における地表面及び地物の形状を示す三次元の座標値データを作成するため、航空レーザ計測データの解析を行うこととされた（準則第81条の4）。

その後、三次元の座標値データを用いて、基礎資料を作成することとなる（準則第81条の5）。基礎資料の例としては、微地形表現図、樹高分布図（樹木の高さの分布を表した図面）、林相識別図（森林の様相や形態を表した図面）等が挙げられる。

作成した基礎資料は、空中写真測量を行った場合と同様に、図面等調査

における地目の調査及び筆界案の作成の基礎資料として活用されることになる。

(3) 既存資料の収集及び解析

空中写真撮影や航空レーザ計測は、地籍調査を目的として行うもの以外にも、様々な目的のために様々な機関により実施されており、この中には、地籍調査において活用可能な仕様で撮影又は計測されたものも存在する。この場合、これらの既存の資料を活用することにより、経費の削減や調査期間の短縮が図られ、効率的に地籍調査を実施することが可能となることから、航空測量において既存資料（既存の空中写真又は航空レーザ測量の成果をいう。以下同じ。）を活用することができることとし、その収集に努めることとされた（準則第81条の6）。

この際、既存資料の活用に当たり必要となる処理については、新規に空中写真を撮影する場合又は新規に航空レーザ測量を行う場合と同じであることから、それぞれ同様の規定が置かれている（準則第81条の7及び第81条の8）。

(4) 補備測量

補備測量とは、基礎資料及び準則第30条第1項の筆界に関する情報を用いるのみでは、筆界点の座標値を算出することができない場合に行う測量のことをいう。すなわち、補備測量は、一筆地調査を行い、計測すべき筆界点の位置が判明した後に、当該筆界点が基礎資料上で判読できないなどの場合に、補完的に現地測量を行うものである。

補備測量の工程は、細部図根測量及び一筆地測量に区分されており（準則第82条）、これらの作業については、与点として航測図根点を使用できることを除き、地上法における細部図根測量及び一筆地測量と同様であることから、それぞれ地上法の規定を読み替えて準用することとされた（準則第82条の2及び第83条）。

(5) 筆界点の座標値の算出

筆界点の座標値の算出とは、一筆地調査において確認された筆界点について、その座標値を算出する作業をいう。ここでは、オルソ画像、微地形表現図等の基礎資料上で、計測すべき筆界点に該当する地形、地物等を判読し、当該地形、地物等の位置の座標値を算出することを基本としている（準則第83条の2）。

しかしながら、樹木の下に筆界点がある場合や特徴のない平坦な土地の中央に筆界点がある場合など、オルソ画像、微地形表現図等の基礎資料上では筆界点が判読又は特定できない場合は、前述の補備測量を行い、その

結果得られた座標値を採用することとされた。

これらにより、地籍図原図に記載すべき筆界点の座標値の全てが得られることになる。

3 地籍図原図の作成（準則第84条関係）

航空測量において算出した筆界点の座標値を用いて、地籍図原図を作成することとなるが、地籍図原図の作成方法については地上法と何ら変わるものではないことから、地上法における地籍図原図の作成に係る規定を準用している。

第4 その他の改正

1 地図及び簿冊の様式（施行規則第2条関係）

地籍図及び地籍簿の様式については、従前、地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号。以下「地籍簿省令」という。）及び地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号。以下「地籍図省令」という。）において個別に定められていた。他方、土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第37号）により、「国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令」の題名が「国土調査法施行規則」に改められ、以後、国調法及び施行令の委任に基づく省令の規定は、原則として施行規則に規定することとされた。

このため、地籍図及び地籍簿の様式については、施行規則別記様式第1及び別記様式第4としてそれぞれ規定し直されるとともに、地籍簿省令及び地籍図省令が廃止された。

なお、地籍図省令において定められていた記号等については、同様の内容を、今後、通知で定めることとしている。

2 身分を示す証明書（施行規則第5条関係）

改正前の施行令第21条及び別表第5に定められていた、国土調査に従事する者が立入りに当たって提示することとされている証明書の様式について、改正政令により、当該規定が施行令から削除されるとともに、同様の様式が施行規則第5条及び別記様式第7として規定し直された。

3 市町村の境界の調査（準則第22条関係）

地籍調査において、単位区域内に市町村境界がある場合は、現地調査に先

立って当該境界を確認することとされているが、改正前の準則第22条第2項では、例えば、市町村境界が勾配の急な場所や奥山にあるような場合であっても、一律に所有者等の現地立会いが必要となっていた。また、本年6月の準則改正により、準則第20条第2項及び第3項に図面等調査が創設され、一筆地調査の際に必ずしも現地で立会いを行う必要はなくなっていることから、その前段階である市町村の境界調査においても、市町村職員、所有者等が現地で立ち会うことが困難な場合において、リモセンデータを活用した手法等により境界が調査できるときは、現地の立会い及び境界標の設置を省略しても差し支えないとされたものである。

また、改正前の準則第22条第3項では、境界標が設置できなければ境界未定となっていたところ、同条第2項の改正によって境界標の設置の省略が可能となることに伴い、境界を調査することができない場合に「境界未定」とすることとされた。

4 地上法による地籍測量の作業工程等（準則第42条ほか関係）

地上測量による方式（地上法）により地籍測量を実施する場合の作業について、その内容の実質的な変更はないが、形式的には以下の2点の変更された。

（1）作業区分の変更（準則第42条関係）

改正前の準則では、地上法による地籍測量の工程は、地籍図根三角測量、地籍図根多角測量、細部図根測量及び一筆地測量に区分されており、地籍図原図の作成は、一筆地測量の一部として位置付けられていた。

今般、航測法による地籍測量の工程を再構築したところ、地上法と共通する作業の内容は、「地籍図根三角測量」及び「地籍図原図の作成」となることから、この共通部分を明確にする観点で、地上法における一筆地測量のうちの「地籍図原図の作成」が1つの工程として切り出され、新たに規定された（準則第42条第1項第5号）。

また、これに合わせて、第六款として「地籍図原図の作成」を追加し、準則第74条及び第75条がこの款に属するものとされた。

（2）多角測量法における平均図の作成（準則第50条等関係）

多角測量法により実施することとされている地籍図根三角測量において、改正前の準則では、地籍図根三角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根三角点選点図に取りまとめることとされていた（改正前の準則第50条）。また、実務においては、これに併せて地籍図根三角点平均図等の関連資料も作成していたところ、このうちの平均図は、網平均計算を行う

際の点相互の関係を図示したものであり、多角測量法の精度管理を行う上で極めて重要なものである。

このため、地籍図根三角點選点図に加え、地籍図根三角点平均図を作成することについても、準則において明確に位置付けることとされた（準則第50条）。

また、地籍図根多角測量及び多角測量法により行う場合の細部図根測量についても、同様にして、平均図の作成を準則において明確に位置付けることとされた（準則第56条及び第63条の2）。

なお、今回の改正により、従前の平均図の記載内容や作成方法に何らかの変更が生じるものではない。

5 地積測定成果簿における地積の端数の取扱い（準則第87条関係）

地積測定成果簿及び地籍簿案に地積を記載する際の表示方法については、改正前の準則において、地積測定成果簿にあつては、1平方メートルの1000分の1未満の端数を四捨五入し（準則第87条第2項）、地籍簿案にあつては、地目に応じて1平方メートルの100分の1未満又は1平方メートル未満の端数を切り捨てる（準則第88条第3項）ものとされていた。この結果、地積測定成果簿に基づいて地籍簿案を作成する際、全ての土地について再度の端数処理が必要となっていたほか、ごく一部の 경우에는、2段階の端数処理を行った場合と直接最終段階の端数処理を行った場合とで異なる結果が出る状況にあったことから、第87条第2項の地積測定成果簿の端数処理についても、地籍簿案と同様に、1平方メートルの100分の1未満の端数を切り捨てることとされたものである。

6 地籍図及び地籍簿の補正（準則第89条関係）

改正前の準則第89条第2項では、地籍図及び地籍簿について、その写し又は電磁的記録を用いて継続的に補正しなければならないとされていたが、地籍図及び地籍簿の内容は登記簿に反映され、また、地籍調査によらない土地の異動についても登記簿に反映されていることなどから、地籍図及び地籍簿の補正は必要に応じて実施すればよく、よって「補正することができる」という任意規定に改正されたものである。

7 経過措置について（改正省令附則関係）

過去の準則改正の例に倣い、改正省令による廃止前の地籍簿省令及び地籍図省令の規定に基づき作成された地図及び簿冊（改正省令附則第3条第1

項)、改正政令による改正前の施行令による身分証明書（同第4条）及び改正省令による改正前の準則に基づき作成され、届出のあった作業規程（同第5条）については、改正後の施行規則又は準則に基づき作成等がされたものとみなす旨を規定している。これにより、地籍調査の実施主体は、特段の手続なく、改正後の施行規則及び準則に基づく調査を行うことができることとなるものである。

第5 その他

施行規則第2条に規定する各種地図及び簿冊の記載要領については、別途通知する予定である。また、通常的地籍調査の実施に関する既出の各種通知において、街区境界調査の実施に関して特段の取扱いが必要な事項については、追って通知する予定である。

以上

○国土交通省令第七十九号

土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）及び国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第三条第二項及び国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項第四号イ及び同条第二項の規定に基づき、国土調査法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十九日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土調査法施行規則等の一部を改正する省令

（国土調査法施行規則の一部改正）

第一条 国土調査法施行規則（平成二十二年国土交通省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: right;">(地籍基本調査図の表示事項)</p> <p>第一条 国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。)</p> <p>第二条 第一項第四号イの国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる調査の種類に依じて、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 効率的手法導入推進基本調査(国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号。以下「法」という。)</p> <p>第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量(以下この条において「地籍基本調査」という。)</p> <p>のうち、航空レーザ測量等の地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入により、地籍調査の促進を図ることが必要な地域について行うものをいう。)</p> <p>市街地にあつてはイ、市街地以外の地域にあつてはロに掲げる事項</p> <p>イ 街区の形状並びに不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)</p> <p>(第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点(以下この号において「登記所備付け地図等」に表示された土地の区画等を構成する点」という。)</p> <p>のうち当該街区の形状に係るものの現地における位置</p> <p>ロ 空中写真測量又は航空レーザ測量により確認した地形及び植生並びに登記所備付け地図等に表示された土地の区画等を構成する点の現地における位置</p> <p>二 被災地域境界基本調査(地籍基本調査のうち、地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域において、現況と地籍調査の成果との差異を明らかにするために行うものをいう。)</p> <p>調査地域について、地震が発生する前の状況に応じて配置した被災地域境界基本細部点(地盤の変動の状況を把握するために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>

位置並びに当該被災地域境界基本細部点の地震による移動の方向及び大きさ

(地図及び簿冊の様式)

第二条 令第二条第二項の国土交通省令で定める地図及び簿冊の様式は、次の各号に掲げる種類に応じて、当該各号に定めるものとする。

- 一 地籍基本調査図、地籍図及び街区境界調査図 別記様式第一
- 二 効率的手法導入推進基本調査簿(前条第一号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。) 別記様式第二
- 三 被災地域境界基本調査簿(前条第二号に掲げる調査を行う場合における地籍基本調査簿をいう。) 別記様式第三
- 四 地籍簿 別記様式第四
- 五 街区境界調査簿 別記様式第五

(地籍調査に関する事業計画の様式等)

第三条 令第八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第六とする。

2 (略)

(国土調査の実施の委託の要件)

第四条 法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

(身分を示す証明書)

第五条 法第二十四条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第七とする。

(新設)

(地籍調査に関する事業計画の様式等)

第一条 国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号。次項において「令」という。)第八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式とする。

2 (略)

(国土調査の実施の委託の要件)

第二条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号。次条において「法」という。)第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一〜四 (略)

(新設)

(権限の委任)

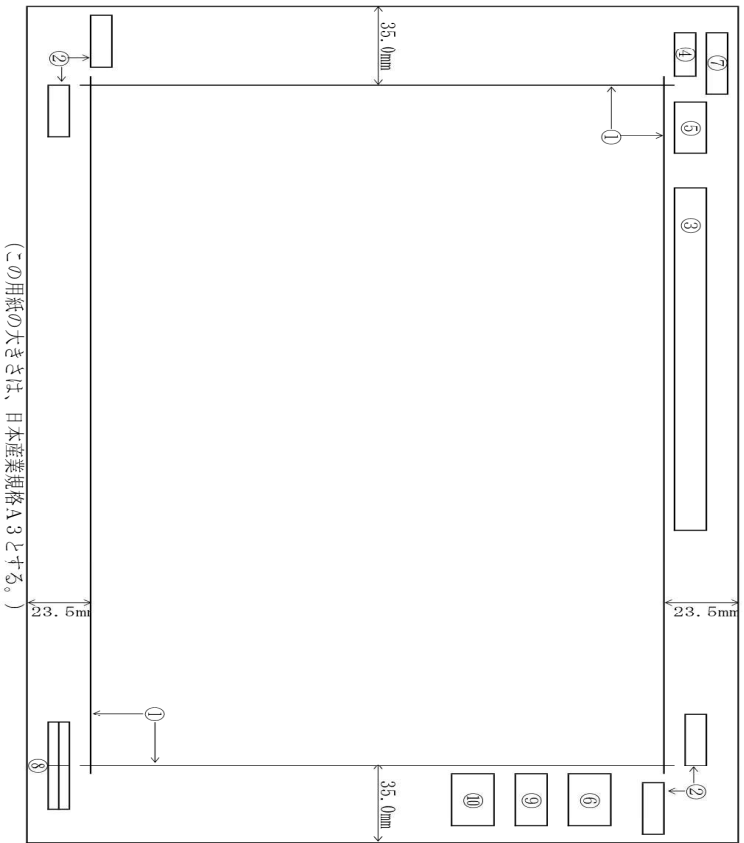
第六条 (略)

(権限の委任)

第三条 (略)

別記様式第一 (第二条第一号関係)

(新設)



- ① 図郭線
- ② 図郭線の座標値
- ③ 地図の名称
- ④ 座標系記号
- ⑤ 測地系の名称
- ⑥ 地番区域見出図

- ⑦左上整理表題
- ⑧右下整理表題
- ⑨精度区分見出図
- ⑩隣接図郭線番号見出図

(備考)

- 1 地図の記載に当たっては、四辺の図郭線により区画された枠内に基準点等の位置、地番、土地の境界、土地利用、工作物の現況その他の必要な事項を表示するものとする。
- 2 ②の区画には、令別表第一に掲げる座標系に応じた平面直角座標値を記載するものとする。
- 3 ③の区画には、市区町村名又は都道府県名及び地図の種類を記載するものとする。
- 4 ④の区画には、令別表第一に掲げる座標系の区分による記号を記載するものとする。
- 5 ⑤の区画には、世界測地系その他の採用した測地系を記載するものとする。
- 6 ⑥の区画には、図郭線の枠内に表示された地番区域界を縮小して表示するものとし、各地番区域の名称を記載するものとする。ただし、図中に名称を表示することが困難な場合には、記号で表示し、区画下方に記号に対応する名称を記載するものとする。
- 7 ⑦の区画には、地図の図郭番号として、市区町村名の略称、市区町村内区画の番号及び市区町村内区画を細分する番号を必要に応じて記載するものとする。
- 8 ⑧の区画には、上欄左半部に当該地図の図郭番号、上欄右半部に一筆地調査等の終了年月、下欄左半部に地図の縮尺、下欄右半部に測量を行った年月を記載するものとする。
- 9 ⑨の区画には、令別表第四に掲げる精度区分の名称、境界線及び測量の方式を必要に応じて表示するものとする。
- 10 ⑩の区画は、縦横の各三分割により九の区画に分割し、中心の

分割区画に当該図郭を表示し、その他の分割区画に隣接の図郭番号
 (市区町村名の略称を除く。) を表示するものとする。

別記様式第二 (第二条第二号関係)

(新設)

(表紙様式)

郡 町 大字
 市 区 村
 区 村

効 率 的 手 法 導 入 推 進 基 本 調 査 簿

冊の内第 号
 番から 番まで

調 査 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
認 証 年 月 日 番 号	年 月 日 号
実 施 機 関	

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

(効率的手法導入推進基本調査簿様式)

地籍基本三角点 地籍基本多角点 地籍基本細部点 の区分	番 号	座 標 値	標 高	効率的手法導入推進基本調 査図の番号
		X		

			m	m		

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

別記様式第三 (第二条第三号関係)

(表紙様式)

郡	町
市	大字
区	村
被災地域境界基本調査簿	
冊の内第 号	

(新設)

調査期間	年月日	年月日
調査実施機	年月日	年月日

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

(被災地域境界基本調査簿様式)

被災地域境界基本 三角点 被災地域境界基本 細部点 の区分・番号	被災地域境界基本 三角点として選定 した基準点等の区 分・番号	座標値		標高	変動量		被災地域境界 基本調査図の 番号
		X m	Y m		X m	Y m	

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

別記様式第四 (第二条第四号関係)

(新設)

(表紙様式)

郡	町	大字	籍	簿
市	区	村		
地				
冊の内第 号				
番から 番まで				
調	査	年	月	日から
期	間	年	月	日まで
認	証	年	月	日
年	月	日	号	号
番				
突	施			
機	関			

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

(地籍簿様式)

地籍調査前の土地の表示				地籍調査後の土地の表示				地図番号		
字名	地番	地目	地種	所有者の住所及び氏名又は名称	字名	地番	地目		地種	所有者の住所及び氏名又は名称

別記様式第六（第三条関係）（鑑）

別記様式第七（第五条関係）

（第一面）

第 号	国土調査法第二十四条 土地立入証 第三項の規定に基づく 発行者の印	年 月 日 発行	発 行 者
--------	--	----------	-------------

別記様式（第一条関係）（鑑）

（新設）

(第二面)

所属機関又は団体名	
右の所在地	
本人の職名	
氏名	
本人署名	
年月日	生

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とする。

- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）
- 第二十四条** 国土調査を実施する者は、当該国土調査を実施するために必要がある場合には、当該国土調査に従事する者を他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 前項の規定により宅地又は垣、さくその他これらに類するもので囲まれた土地に立ち入らせる場合においては、国土調査を実施する者は、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 第一項の場合においては、国土調査に従事する者は、その旨及びその者の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 国土調査の実施を妨げた者
 - 二 (省略)
 - 三 第二十四条の規定による立ち入りを拒み、又は妨げた者
- (以下省略)

(地籍調査作業規程準則の一部改正)

第二条 地籍調査作業規程準則(昭和三十二年総理府令第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。

一)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 一筆地調査</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 現地調査等(第二十三条―第三十六条の二)</p> <p>第四章 地籍測量</p> <p>第一節 総則(第三十七条―第四十一条)</p> <p>第二節 地上法</p> <p>第一款 航測法</p> <p>第一款 総則(第七十六条)</p> <p>第二款 地籍図根三角測量(第七十六条の二)</p> <p>第三款 航空測量</p> <p>第一目 総則(第七十六条の三―第七十八条)</p> <p>第二目 空中写真測量(第七十九条―第八十一条の二)</p> <p>第三目 航空レーザ測量(第八十一条の三―第八十一条の五)</p> <p>第四目 既存資料の収集及び解析(第八十一条の六―第八十一条の八)</p> <p>第五目 補備測量(第八十二条―第八十三条)</p> <p>第六目 筆界点の座標値の算出(第八十三条の二)</p> <p>第四款 地籍図原図の作成(第八十四条)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第六章 地籍図及び地籍簿並びに街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成(第八十八条―第九十条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 一筆地調査</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 現地調査等(第二十三条―第三十六条)</p> <p>第四章 地籍測量</p> <p>第一節 総則(第三十七条―第四十一条)</p> <p>第二節 地上法</p> <p>第一款 航測法</p> <p>第一款 総則(第七十六条)</p> <p>第二款 地籍図根三角測量(第七十六条の二)</p> <p>第三款 航空測量</p> <p>第一目 総則(第七十六条の三―第七十八条)</p> <p>第二目 空中写真測量(第七十九条―第八十一条の二)</p> <p>第三目 航空レーザ測量(第八十一条の三―第八十一条の五)</p> <p>第四目 既存資料の収集及び解析(第八十一条の六―第八十一条の八)</p> <p>第五目 補備測量(第八十二条―第八十三条)</p> <p>第六目 筆界点の座標値の算出(第八十三条の二)</p> <p>第四款 地籍図原図の作成(第八十四条)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第六章 地籍図及び地籍簿の作成(第八十八条―第九十条)</p> <p>附則</p>

(地籍調査の作業)

第三条 地籍調査の作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 毎筆の土地についてのその所有者、地番、地目及び境界の調査

二 前号の調査に基づいて行う毎筆の土地の境界（以下「筆界」という。）の測量

三 前号の測量に基づいて行う毎筆の土地の面積の測定（以下「地積測定」という。）

四 (略)

2|| 法第二十一条の二第一項の規定に基づく調査及び測量（以下「街区境界調査」という。）の作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地（以下「街区内土地」という。）の所有者及び地番並びに街区内土地と同項に規定する街区外土地との境界（以下「街区境界」という。）の調査

二 前号の調査に基づいて行う街区境界の測量

三 前号の測量に基づいて行う街区の面積の測定（以下「街区面積測定」という。）

四 街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

3|| 第一項第一号及び前項第一号に掲げる作業を一筆地調査と、第一項第二号及び前項第二号に掲げる作業を地籍測量と総称する。

(計量単位)

第四条 地籍測量及び地積測定（街区境界調査にあつては街区面積測定。以下同じ。）における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

(地籍調査の作業)

第三条 地籍調査の作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 毎筆の土地についてのその所有者、地番、地目及び境界の調査（以下「一筆地調査」という。）

二 一筆地調査に基づいて行う毎筆の土地の境界（以下「筆界」という。）の測量（以下「地籍測量」という。）

三 地籍測量に基づいて行う毎筆の土地の面積の測定（以下「地積測定」という。）

四 (略)

(新設)

(略)

(新設)

(計量単位)

第四条 地籍測量及び地積測定における計量単位は、計量法（平成四年法律第五十一号）第八条第一項に規定する法定計量単位（同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。）によるものとする。

(記録等の保管)

第六条 地籍調査を行う者は、調査図、地籍調査票(街区境界調査にあつては街区境界調査票。以下同じ。)、測量記録その他地籍調査に関する記録を保管しなければならない。

(作業計画)

第十二条 (略)

2 前項の単位作業とは、一筆地調査、地籍測量、地積測定並びに地籍図又は街区境界調査図及び地籍簿又は街区境界調査簿の作成の各作業をいい、地籍測量は、第四十二条及び第七十六条に定める地籍測量の順序に従つて区分することができる。

3 第一項の規定により作業計画を作成するに当たつては、作業の経済的運用、単位作業間の相互の関連及び進度並びに他の単位区域における作業との関連を考慮するものとする。この場合において、地上法による地籍測量における一筆地測量又は航測法による地籍測量における航空測量の時期と現地について行ふ一筆地調査の時期との間隔をできるだけ少なくするように特に考慮するものとする。

(地籍調査票の作成)

第十八条 地籍調査票は、毎筆(街区境界調査にあつては街区境界に接する毎筆)の土地について、登記簿に基づいて作成するものとする。

2・3 (略)

(筆界標示杭の設置)

第二十一条 地籍調査を実施する者は、現地調査又は図面等調査(以下「現地調査等」という。)を実施するために必要があると認めるときは、土地の所有者等の協力を求め、現地調査等に着手する日までに(やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査等時に)、筆界(街区境界調査にあつては街区境界に限る。)について、筆界標示杭を設置するものとする。

(記録等の保管)

第六条 地籍調査を行う者は、調査図、地籍調査票、測量記録その他地籍調査に関する記録を保管しなければならない。

(作業計画)

第十二条 (略)

2 前項の単位作業とは、一筆地調査、地籍測量、地積測定並びに地籍図及び地籍簿の作成の各作業をいい、地籍測量は、第四十二条及び第七十六条に定める地籍測量の順序に従つて区分することができる。

3 第一項の規定により作業計画を作成するに当たつては、作業の経済的運用、単位作業間の相互の関連及び進度並びに他の単位区域における作業との関連を考慮するものとする。この場合において、地上法による地籍測量における一筆地測量又は航測法による地籍測量における空中写真撮影の時期と現地について行ふ一筆地調査の時期との間隔をできるだけ少なくするように特に考慮するものとする。

(地籍調査票の作成)

第十八条 地籍調査票は、毎筆の土地について、登記簿に基づいて作成するものとする。

2・3 (略)

(筆界標示杭の設置)

第二十一条 地籍調査を実施する者は、現地調査又は図面等調査(以下「現地調査等」という。)を実施するために必要があると認めるときは、土地の所有者等の協力を求め、現地調査等に着手する日までに(やむを得ない理由がある場合にあつては、現地調査等時に)、毎筆の土地について、筆界標示杭を設置するものとする。

2 (略)	(市町村の境界の調査) 第二十二條 (略)	2 (略)	(市町村の境界の調査) 第二十二條 (略)
2 前項の規定による調査を行うに当たつては、関係市町村の関係職員及び境界に接する土地の所有者等の立会いを求め、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点その他必要な地点に境界標を設置するものとする。ただし、土地の勾配が急であることその他の事情により、当該関係職員及び当該所有者等の立会いを求めることが適当でないと認められる場合において、他の方法により当該境界を調査することができる。きは、この限りでない。	2 前項の規定による調査を行うに当たつては、関係市町村の関係職員及び境界に接する土地の所有者等とともに境界に接する土地の所有者等を立ち会わせ、それらの者の同意を得て、分岐点、屈曲点その他必要な地点に境界標を設置するものとする。		
3 第一項の規定による調査を行うことができないときは、調査図素図の当該部分に「境界未定」と朱書するものとする。	3 前項の規定による境界標の設置ができないときは、調査図素図の当該部分に「境界未定」と朱書するものとする。		
<p>(現地調査の実施)</p> <p>第二十三條 現地調査は、調査図素図に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。ただし、街区境界調査にあつては、各街区について、街区内土地の所有者及び地番並びに街区境界の調査を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(現地調査の実施)</p> <p>第二十三條 現地調査は、調査図素図に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>		
<p>(図面等調査の実施)</p> <p>第二十三條の二 図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるいずれかの方法により、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。ただし、街区境界調査にあつては、各街区について、街区内土地の所有者及び地番並びに街区境界の調査を行うものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(図面等調査の実施)</p> <p>第二十三條の二 図面等調査は、調査図素図に基づいて、次に掲げるいずれかの方法により、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>		

(筆界の調査)

第三十条 筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類（不動産登記法第二百一条第一項の登記簿の附属書類をいう。）、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報（以下「筆界に関する情報」という。）を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

2 図面等調査を行う場合においては、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの（以下「筆界案」という。）を作成し、これを用いて前項の確認を求めるものとする。

3・4 (略)

5 第一項、第三項又は前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」（街区境界調査にあつては「街区境界未定」と）と朱書するものとする。

(街区境界調査における現地調査等に関する特則)

第三十六条の二 第二十四条から第二十七条まで及び第三十一条から第三十六条までの規定は、街区境界調査における現地調査等について、適用しない。

第四章 地籍測量

第一節 総則

(地籍測量の方式)

第三十七条 地籍測量は、次の各号に掲げる方式のいずれかによつて行うものとする。

- 一 地上測量による方式（以下「地上法」という。）

(筆界の調査)

第三十条 筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類（不動産登記法第二百一条第一項の登記簿の附属書類をいう。）、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報（次項において単に「筆界に関する情報」という。）を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

2 図面等調査を行う場合においては、筆界に関する情報を総合的に考慮し、当該筆界の現地における位置と推定される位置を図面等に表示したもの（以下この条において「筆界案」という。）を作成し、これを用いて前項の確認を求めるものとする。

3・4 (略)

5 第一項、第三項又は前項の規定に基づき調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書するものとする。

(新設)

第四章 地籍測量

第一節 総則

(地籍測量の方式)

第三十七条 地籍測量は、次の各号に掲げる方式のいずれかによつて行うものとする。

- 一 地上測量による方式（以下「地上法」という。）

二 空中写真測量又は航空レーザ測量による方式（以下「航測法」という。）

三 前二号の方式を併用する方式（以下「併用法」という。）

2
（略）

3|| 航測法による地籍測量は、令別表第四に定める精度区分乙二又は乙三が適用される区域において行うことができる。

（地籍図又は街区境界調査図の図郭）

第四十条 令第二条第一項第十号の規定による地籍図又は街区境界調査図の図郭は、地図上において座標系原点からX軸の方向に二十五センチメートル、Y軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

（地籍図原図）

第四十一条 地籍測量の結果作成された地図（複製されたものを除く。）を地籍図原図（街区境界調査にあつては街区境界調査図原図。以下同じ。）とする。

第二節 地上法

第一款 総則

（作業の順序）

第四十二条 地上法による地籍測量は、次に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

一〜四 （略）

五 地籍図原図の作成

2〜4 （略）

（選点図及び平均図）

二 空中写真測量による方式（以下「航測法」という。）

三 前二号の方式を併用する方式（以下「併用法」という。）

2
（略）

（新設）

（地籍図の図郭）

第四十条 令第二条第一項第十号の規定による地籍図の図郭は、地図上において座標系原点からX軸の方向に二十五センチメートル、Y軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

（原図）

第四十一条 地籍測量の結果作成された地図（複製されたものを除く。）を地籍図原図（以下「原図」という。）とする。

第二節 地上法

第一款 総則

（作業の順序）

第四十二条 地上法による地籍測量は、次に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

一〜四 （略）

（新設）

2〜4 （略）

（選点図）

第五十条 地籍図根三角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根三角点選点図及び地籍図根三角点平均図に取りまとめるものとする。

(選点図及び平均図)

第五十六条 地籍図根多角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根多角点選点図及び地籍図根多角点平均図に取りまとめるものとする。

(多角測量法による細部図根測量)

第六十三条 多角測量法による細部図根測量における多角路線（以下この条及び次条において単に「多角路線」という。）の選定に当たつては、地籍図根点等又は細部多角点（以下「細部多角点等」と総称する。）を結合する多角網又は単路線を形成するように努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

2・3 (略)

(選点図及び平均図)

第六十三条の二 細部多角点及び多角路線の選定の結果は、細部多角点選点図及び細部多角点平均図に取りまとめるものとする。

(単点観測法による一筆地測量)

第七十条の五 単点観測法による一筆地測量において、観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2 (略)

第六款 地籍図原図の作成

(地籍図原図の作成)

第七十四条 地籍図原図は、仮作図を行い図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、国土調査法施行規則（平成二十二年国土交通省

第五十条 地籍図根三角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根三角点選点図に取りまとめるものとする。

(選点図)

第五十六条 地籍図根多角点及び多角路線の選定の結果は、地籍図根多角点選点図に取りまとめるものとする。

(多角測量法による細部図根測量)

第六十三条 多角測量法による細部図根測量における多角路線（以下この条において単に「多角路線」という。）の選定に当たつては、地籍図根点等又は細部多角点（以下「細部多角点等」と総称する。）を結合する多角網又は単路線を形成するように努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

2・3 (略)

(新設)

(単点観測法による一筆地測量)

第七十条の五 観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2 (略)

(原図の作成)

第七十四条 原図は、仮作図を行い図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第

令第五十号) 第二条第一号に基づいて必要な事項を表示して作成するものとする。

2 前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覽図(街区境界調査にあつては街区境界調査図一覽図)を作成するものとする。

(地籍明細図)

第七十五条 地籍図原図の一部について当該部分に属する一筆地の状況が当該地籍図原図の縮尺では、所要の精度をもつて表示されることが困難である場合には、当該部分について所要の精度を表示するに足りる縮尺の地籍明細図(街区境界調査にあつては街区境界調査明細図)を別に作成することができる。

第三節 航測法

第一款 総則

(作業の順序)

第七十六条 航測法による地籍測量は、次の各号に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。

- 一 地籍図根三角測量
- 二 航空測量
- 三 地籍図原図の作成
(削る)

2 前項第二号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、同項第一号に掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

3 航空測量は、一筆地調査と併行して行うものとする。

五十四号)に基づいて必要な事項を表示した上、原図用紙に製図して作成するものとする。

2 前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覽図を作成するものとする。

(地籍明細図)

第七十五条 原図の一部について当該部分に属する一筆地の状況が当該原図の縮尺では、所要の精度をもつて表示されることが困難である場合には、当該部分について所要の精度を表示するに足りる縮尺の地籍明細図を別に作成することができる。

第三節 航測法

(作業の順序)

第七十六条 航測法による地籍測量は、次の各号に掲げる作業の順序に従つて行うものとする。ただし、第三号の作業は、第二号の作業の前に行うことができる。

- 一 対空標識の設置(標定点及び航測図根点の選定を含む。)
- 二 空中写真撮影
- 三 標定点測量
- 四 空中三角測量(補備測量を含む。)
- 五 図化
(新設)

(新設)

4 併用法による地籍測量については、第四十二条及び第一項に規定する作業の順序を考慮してその順序を定めるものとする。

第二款 地籍図根三角測量

第七十六条の二 第四十五条及び第四十八条から第五十二条までの規定は、航測法による地籍測量について準用する。この場合において、第四十五条中「地籍図根測量」とあるのは「地籍図根三角測量」と、第五十二条第一項中「一筆地測量」とあるのは「航空測量」と読み替えるものとする。

第三款 航空測量

第一目 総則

(航空測量の実施)

第七十六条の三 航空測量は、次の各号に掲げる作業により実施するものとする。

- 一 空中写真測量
 - 二 航空レーザ測量
 - 三 既存資料の収集及び解析
 - 四 補備測量
 - 五 筆界点の座標値の算出
- 2 前項第五号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、同項第一号から第四号までに掲げる作業の一部を省略することができる。

(標定点等及び航測図根点の選定)

第七十七条 空中写真測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下「標定点」という。）又は航空レーザ測量における航空レーザ計

2 併用法による地籍測量については、第四十二条及び前項に規定する作業の順序を考慮してその順序を定めるものとする。

(標定点等及び航測図根点の選定)

第七十七条 標定点は、既設の地籍図根三角点等のほか、必要な場合には新設点をこれに充てるものとする。この場合において、既設の地籍

測（航空機又は無人航空機に搭載したレーザ測距装置と地表面又は地物との距離並びに当該レーザ測距装置の位置及び傾きの計測をいう。以下同じ。）の結果得られたデータ（第八十一条の四において「航空レーザ計測データ」という。）の点検及び調整を行うために必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下「調整用基準点」という。）は、地籍図根三角点等を使用するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を利用することを妨げない。

2|| 標定点及び調整用基準点（以下「標定点等」という。）は、次の各号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

一 上空視界が十分に確保され、空中写真又は航空レーザ測量の結果得られたデータ（第七十八条及び第八十三条の二において「航空レーザ測量データ」という。）において明瞭に識別することができる地点であること。

二 対空標識を設置する場合には、当該対空標識の設置が容易であり、かつ、これが確実に保存される地点であること。

3 前二項の選定の結果は、標定点選点図又は調整用基準点選点図に取りまとめるものとする。

4|| 第八十二条に規定する補備測量の実施が見込まれる場合には、空中写真測量又は航空レーザ測量の実施前に、必要に応じて、航測図根点（補備測量に必要な水平位置及び標高の基準となる点であつて、空中写真測量又は航空レーザ測量によつて当該点の座標値及び標高を求めるものをいう。以下同じ。）を選定するものとする。

5 (略)

6 航測図根点には、標識を設置するものとする。ただし、自然物又は既設の工作物を航測図根点として利用するときは、この限りではない。

図根三角点等が他市町村に属する場合には、あらかじめ標定点として使用することについて他市町村に了解を求めておくものとする。

2|| 標定点は、次の各号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

一 対空標識が明瞭に撮影される地点であること。

二 多角測量法により著しい困難を伴うことなく当該地点の位置を決定することができる地点であること。

三 後続の測量を行うのに便利な地点であること。

四 対空標識及び標識の設置が容易であり、かつ、これらが確実に保存される地点であること。

3 前二項の選定の結果は、標定点選点図に取りまとめるものとする。

4|| 航測図根点は、第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる条件に基づいて選定しなければならない。

5 (略)

6 標定点及び航測図根点（以下「航測図根点等」という。）には、標識を設置するものとする。ただし、航測図根点にあつては、自然物又は既設の工作物を利用することを妨げない。

(対空標識の設置)

第七十八条 対空標識は、標定点等及び航測図根点(以下「航測図根点等」という。)に設置するものとする。ただし、航測図根点等として自然物又は既設の工作物を利用する場合であつて、空中写真又は航空レーザ測量データにおいて明瞭に識別できることが確実である場合については、この限りではない。

第二目 空中写真測量

(空中写真撮影)

第七十九条 空中写真撮影は、撮影に必要な装備を有し、所定の高度で安定飛行を行うことができる航空機又は無人航空機を用いて行うものとする。

(対空標識の設置)

第七十八条 対空標識は、航測図根点等及び筆界点に設置するものとする。ただし、所要点の位置を間接的に決定できるような地点に設置することができる。

(空中写真撮影)

第七十九条 空中写真撮影は、次の各号に掲げる条件に従つて行わなければならない。

- 一 空中写真撮影及び空中三角測量に使用する器械及び器材の組合せ並びに地形その他の条件を考慮して、適切な撮影縮尺を選定すること。
 - 二 同一コースに属する相隣る写真画面は、コース方向について、その六割の画面が重複するのを原則とすること。
 - 三 相隣るコースに属する各コースの相隣る写真画面は、コース方向に直角な方向について、その三割の画面が重複するのを原則とすること。
 - 四 写真画面の水平面に対する傾斜角は、五度以内であること。
 - 五 写真画面のコース方向に対する水平回転角は、十度以内であること。
 - 六 空中写真撮影は、原則として、気象条件が良好で、かつ、撮影に適した時期に行うこと。
 - 七 露出時間は、飛行速度、使用フィルム、フィルター、撮影高度等を考慮して、画像が十分な鮮明さを保つよう適正に定めること。
- 前項の空中写真撮影を終えた後、引き伸ばした空中写真を用いる現地確認により、対空標識の確認を行うものとする。

2||

空中写真の撮影計画は、撮影を行う区域ごとに、地形の状況や地籍図根点等の配置状況等を考慮して作成するものとする。

2||

空中写真の撮影計画は、撮影を行う区域ごとに、地形の状況や地籍図根点等の配置状況等を考慮して作成するものとする。

- 3|| 空中写真撮影は、原則として、気象条件が良好で、かつ、撮影に適した時期に行うものとする。
- 4|| 空中写真の地上画素寸法は、筆界の調査に当たつて必要となる地形、地物その他の特徴点を明瞭に判読することができるよう適切に設定するものとする。

第八十条 削除

(空中写真等を用いた基礎資料の作成)

第八十一条の二 空中写真測量においては、地目の調査及び筆界案の作成の基礎となる資料(以下「基礎資料」という。)を、空中写真及び空中三角測量の成果を用いて作成するものとする。

第三目 航空レーザ測量

(航空レーザ計測)

- 第八十一条の三 航空レーザ計測は、計測に必要な装備を有し、所定の高度で安定飛行を行うことができる航空機又は無人航空機を用いて行うものとする。
- 2 航空レーザ計測の計画は、計測を行う区域ごとに、地形の状況や地籍図根点等の配置状況等を考慮して作成するものとする。
- 3 航空レーザ計測は、原則として、気象条件が良好で、かつ、計測に適した時期に行うものとする。
- 4 航空レーザ計測の点密度は、筆界の調査に当たつて必要となる地形、地物その他の特徴点を明瞭に判読することができるよう適切に設定するものとする。

(新設)

(新設)

(標定点測量)

- 第八十条 第四十三条第二項、第四十五条、第四十九条及び第五十二条の規定は、標定点測量を行う場合について準用する。
- 2 前項の測量の結果は、標定点網図及び標定点成果簿に取りまとめるものとする。

(新設)

(航空レーザ計測データの解析)

第八十一条の四 計測範囲における地表面及び地物の形状を示す三次元の座標値データは、航空レーザ計測データを解析し、作成するものとする。

(三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成)

第八十一条の五 航空レーザ測量においては、基礎資料を、前条の規定により作成した三次元の座標値データを用いて作成するものとする。

第四目 既存資料の収集及び解析

(既存資料の収集)

第八十一条の六 調査地域について、既存の空中写真又は航空レーザ測量の成果が存在する場合には、当該資料の収集に努めるものとする。

(既存の空中写真の活用)

第八十一条の七 航測法による地籍測量においては、既存の空中写真を活用することができるものとする。

2 既存の空中写真を用いて空中三角測量を行う場合には、調整及び座標計算は、解析法によるものとする。

3 既存の空中写真を活用する場合には、基礎資料を、当該空中写真及び当該空中写真を用いた空中三角測量の成果を用いて作成するものとする。

4 収集した既存の空中写真の地上画素寸法その他の仕様が前項の規定による基礎資料の作成に適さない場合であっても、当該空中写真は、基礎資料を作成する際の参考資料とすることができる。

(既存の航空レーザ測量の成果の活用)

第八十一条の八 航測法による地籍測量においては、既存の航空レーザ

- 2 測量の成果を活用することができるとする。
既存の航空レーザ測量の成果を活用する場合には、基礎資料を、当該航空レーザ測量の結果得られた三次元の座標値データを用いて作成するものとする。

第五目 補備測量

(補備測量の実施)

- 第八十二条一 第八十一条の二、第八十一条の五、第八十一条の七第三項又は前条第二項の基礎資料及び筆界に関する情報を用いるのみでは筆界点の座標値を算出することができない場合には、補備測量を行うものとする。

- 2 補備測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一 細部図根測量
- 二 一筆地測量

- 3 前項第二号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、同項第一号に掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

(補備測量における細部図根測量)

第八十二条の二 第四十六条、第五十九条から第六十四条並びに第六十七條第一項及び第二項の規定は、前条第二項第一号の細部図根測量について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「地籍図根点等又は細部多角点（以下「細部多角点等」と総称する。）」とあるのは「細部多角点等又は航測図根点のいずれか」と、第六十四条（第二項を除く。）中「細部多角点等」とあるのは「細部多角点等又は航測図根点」と、同条第二項中「地籍図根測量又は多角測量法による細

(補備測量等)

第八十二条一 対空標識の破損その他の理由により航測図根点及び筆界点の位置が求められない場合には、補備測量を行わなければならない。

- 2 第四十五条、第四十六条、第五十四条、第五十八条から第六十四条まで、第六十七条、第六十八条及び第七十条から第七十一条までの規定は、補備測量を行う場合について準用する。この場合において、航測図根点等の配置状況等によりやむを得ない場合には、航測図根点と同等の精度を有すると認められる筆界点を一筆地測量の基礎とすることができ。ただし、当該一筆地測量の次数は、一次までとする。

- 3 前二項の補備測量を終えたとき又は補備測量を必要としないときには、第七十二条に規定する点検を行うものとする。

(新設)

部図根測量に引き続き行う場合を除き、」とあるのは「与点とする細部多角点等又は航測図根点が地籍測量の着手前に設置された既設のものである場合は、」と読み替えるものとする。

(補備測量における一筆地測量)

第八十三条 第四十六条、第六十八条及び第七十条から第七十二条までの規定は、第八十二条第二項第二号の一筆地測量について準用する。この場合において、第六十八条中「地籍図根点等及び細部図根点(以下「細部図根点等」という。)」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第一項及び第三項、第七十条の三、第七十条の五第二項及び第七十一条中「細部図根点等」とあるのは「細部図根点等又は航測図根点」と、第七十条の二第二項中「地籍図根測量又は細部図根測量に引き続き行う場合を除き」とあるのは「与点とする細部図根点等又は航測図根点が地籍測量の着手前に設置された既設のものである場合は」と読み替えるものとする。

第六目 筆界点の座標値の算出

(筆界点の座標値の算出)

第八十三条の二 筆界点の座標値は、空中写真又は航空レーザ測量データをを用いて算出したものを採用するものとする。ただし、補備測量を行った場合に、対象となつた筆界点については、当該補備測量により得られた座標値を採用するものとする。

第四款 地籍図原図の作成

(地籍図原図の作成)

第八十四条、第七十四条及び第七十五条の規定は、航測法において地籍図原図を作成する場合について準用する。

(航測図根点配置図等)

第八十三条 前二条の測量の結果は、航測図根点配置図、航測図根点成果簿、筆界点番号図及び筆界点成果簿に取りまとめるものとする。

(原図の作成)

第八十四条、第七十四条及び第七十五条の規定は、航測法において原図を作成する場合について準用する。

(点検)

第八十六条 地積測定を行った場合には、原則として単位区域ごとに、単位区域を構成する各筆(街区境界調査にあつては各街区及び長狭物その他街区外の土地の各筆)の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかどうかを点検するものとする。

(地積測定成果簿)

第八十七条 地積測定の結果は、地積測定成果簿(街区境界調査にあつては街区面積測定成果簿。以下同じ。)に取りまとめるものとする。

2 地積測定成果簿における地積(街区境界調査にあつては街区面積)は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの百分の一未満の端数を切り捨てて表示するものとする。

第六章 地籍図及び地籍簿並びに街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

(地籍簿案)

第八十八条 (略)

2 前項の地籍簿案は、地籍調査票、調査図、地籍図原図及び地積測定成果簿に基づいて、必要な事項を記載して作成するものとする。

3 地籍簿案における地積は、次の各号に掲げるところに従つて表示するものとする。

一 (略)

二 宅地及び鉱泉水以外の土地の地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートル未満の端数は、切り捨てる。ただし、一筆の地積が十平方メートル以下のものについては、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。

(街区境界調査簿案)

(点検)

第八十六条 地積測定を行った場合には、原則として単位区域ごとに、単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなるかどうかを点検するものとする。

(地積測定成果簿)

第八十七条 地積測定の結果は、地積測定成果簿に取りまとめるものとする。

2 地積測定成果簿における地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの千分の一未満の端数を四捨五入して表示するものとする。

第六章 地籍図及び地籍簿の作成

(地籍簿案)

第八十八条 (略)

2 前項の地籍簿案は、地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿用紙に必要な事項を記載して作成するものとする。

3 地籍簿案における地積は、次の各号に掲げるところに従つて表示するものとする。

一 (略)

二 宅地及び鉱泉水以外の土地の地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートル未満の端数は、切り捨てる。ただし、一筆の地積が十平方メートル未満のものについては、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。

第八十八条の二 前条の規定にかかわらず、街区境界調査を行い、一筆地調査、地籍測量及び街区面積測定を終了したときは、街区境界調査簿案を作成するものとする。

2 前項の街区境界調査簿案は、街区境界調査票、調査図、街区境界調査原図及び街区面積測定成果簿に基づいて、必要な事項を記載して作成するものとする。

3 街区境界調査簿案における面積は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの百分の一未満の端数を切り捨てて表示するものとする。

(地籍図及び地籍簿)

第八十九条 地籍図原図及び地籍簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを地籍調査の成果としての地籍図及び地籍簿とする。

2 地籍図及び地籍簿は、そのまま保管しなければならない。ただし、地籍調査後の土地の異動等については、地籍図及び地籍簿の写し又は電磁的記録を用いて継続的に補正することができる。

(街区境界調査図及び街区境界調査簿)

第八十九条の二 街区境界調査原図及び街区境界調査簿案について、法第二十一条の二第三項及び第四項の規定において読み替えて準用する法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを街区境界調査の成果としての街区境界調査図及び街区境界調査簿とする。

2 街区境界調査図及び街区境界調査簿は、そのまま保管しなければならない。ただし、地籍図及び地籍簿が作成されるまでの間、街区境界調査後の土地の異動等があるときは、街区境界調査図及び街区境界調査簿の写し又は電磁的記録を用いて継続的に補正するよう努めるものとする。

(地籍図又は街区境界調査図の写し)

第九十条 地籍図又は街区境界調査図の写しは、次の各号に掲げるとこ

(新設)

(地籍図及び地籍簿)
第八十九条 原図及び地籍簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを地籍調査の成果としての地籍図及び地籍簿とする。

2 地籍図及び地籍簿は、そのまま保管しなければならない。ただし、地籍調査後の土地の異動等については、地籍図写及び地籍簿写又は電磁的記録を用いて継続的に補正するものとする。

(新設)

(地籍図写)

第九十条 地籍図写は、次の各号に掲げるところに従って複製するもの

るに従つて複製するものとする。

- 一 地籍図又は街区境界調査図と同一縮尺であること。
- 二・三 (略)

とする。

- 一 地籍図と同一縮尺であること。
- 二・三 (略)

（都市部官民境界基本調査作業規程準則の一部改正）

第三条 都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成二年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分（題名を含む。以下この条において同じ。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

効率的な手法導入推進基本調査作業規程準則

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 現地調査

第一節 総則(第十一条の二)

第二節 街区現地調査(第十二条―第十三条)

第三節 筆界推定現地調査(第十三条の二―第十三条の八)

第四章 効率的な手法導入推進基本測量

第一節 総則(第十四条―第十七条)

第二節 地上法

第一款 総則(第十八条―第二十条)

第二款 地籍基本三角測量(第二十一条―第二十六条)

第三款 地籍基本多角測量(第二十七条―第三十二条)

第四款 地籍基本細部測量(第三十三条―第三十八条)

第五款 街区点測量(第三十九条―第四十七条)

第六款 復元測量(第四十八条―第五十二条)

第三節 航測法

第一款 総則(第五十二条の二)

第二款 地籍基本三角測量(第五十二条の三)

第三款 航空測量(第五十二条の四―第五十二条の六)

第五章 効率的な手法導入推進基本調査図及び効率的な手法導入推進基本調査簿の作成(第五十三条・第五十四条)

附則

改正前

都市部官民境界基本調査作業規程準則

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 現地調査(第十二条・第十三条)

第四章 都市部官民境界基本測量

第一節 総則(第十四条―第二十条)

第二節 都市部官民境界基本三角測量(第二十一条―第二十六条)

第三節 都市部官民境界基本多角測量(第二十七条―第三十二条)

第四節 都市部官民境界基本細部測量(第三十三条―第三十八条)

第五節 街区点測量(第三十九条―第四十七条)

第六節 復元測量(第四十八条―第五十二条)

第五章 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成(第五十三条・第五十四条)

附則

(目的)

第一条 国土調査法施行規則（平成二十二年国土交通省令第五十号）第一条第一号に規定する効率的な手法導入推進基本調査（以下「効率的な手法導入推進基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 街区 市街地における道路等によって区画された土地をいう。
- 三 街区点 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号。以下「法」という。）第二十一条の二第一項に規定する一筆又は二筆以上の土地と同項に規定する街区外土地との境界（以下「街区境界」という。）を推定するために参考となるべき地物及び地点をいう。
- 四 登記所地図 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面をいう。
- 五 図上街区点 登記所地図に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち街区の形状に係るものをいう。
- 六・七 (略)
- 八 基本調査点 市街地以外の地域における登記所地図に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点をいう。
- 九・十 (略)
- 十一 筆界 毎筆の土地の境界をいう。

(目的)

第一条 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、市街地における街区点の位置及び図上街区点の現地における位置を明らかにするために行う測量（以下「都市部官民境界基本調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 街区 道路等によって区画された土地をいう。
- 三 街区点 街区の形状を示す地物及び地点をいう。
- 四 公図等 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面をいう。
- 五 図上街区点 公図等に表示された土地の区画又は位置及び形状を構成する点のうち街区の形状に係るものをいう。
- 六・七 (略)
- 八 現地調査 街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無の調査をいう。
- 九・十 (略)
- 十一 都市部官民境界基本三角点 街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基

十二 効率的な手法導入推進基本測量 効率的な手法導入推進基本調査における街区境界又は筆界を推定するために行う測量をいう。

十三 地籍基本三角測量 地籍基本三角点（効率的な手法導入推進基本測量において設置する国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号。以下「令」という。）別表第三に掲げる地籍基本三角点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

（削る）

十四 地籍基本多角測量 地籍基本多角点（効率的な手法導入推進基本測量において設置する令別表第三に掲げる地籍基本多角点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

（削る）

十五 地籍基本細部測量 地籍基本細部点（効率的な手法導入推進基本測量において設置する令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。以下同じ。）の測量をいう。

十六 地籍基本調査基準点 地籍基本三角点、地籍基本多角点又は地籍基本細部点をいう。

十七 地籍基本細部多角点 地籍基本細部点のうち、多角測量法により決定されたものをいう。

十八 地籍基本細部放射点 地籍基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。

（趣旨の普及）

第三条 効率的な手法導入推進基本調査を行う者は、あらかじめ効率的な手法導入推進基本調査の意義及び作業の内容を一般に周知し、地域住民その他の者の協力を得るよう努めるものとする。

本三角点をいう。

（新設）

十二 都市部官民境界基本三角測量 都市部官民境界基本三角点の測量をいう。

十三 都市部官民境界基本多角点 街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本多角点をいう。

十四 都市部官民境界基本多角測量 都市部官民境界基本多角点の測量をいう。

十五 都市部官民境界基本細部点 街区点測量又は復元測量の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

十六 都市部官民境界基本細部測量 都市部官民境界基本細部点の測量をいう。

十七 都市部官民境界基本調査基準点 都市部官民境界基本三角点、都市部官民境界基本多角点又は都市部官民境界基本細部点をいう。

十八 都市部官民境界基本細部多角点 都市部官民境界基本細部点のうち、多角測量法により決定されたものをいう。

十九 都市部官民境界基本細部放射点 都市部官民境界基本細部点のうち、放射法により決定されたものをいう。

（趣旨の普及）

第三条 都市部官民境界基本調査を行う者は、あらかじめ都市部官民境界基本調査の意義及び作業の内容を一般に周知し、その実施について地域住民その他の者の協力を得るよう努めるものとする。

(効率的手法導入推進基本調査の作業)

第四条 効率的手法導入推進基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 効率的手法導入推進基本測量

(削る)

- 三 効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成

(計量単位)

第五条 効率的手法導入推進基本測量における計量単位は、計量法(平成四年法律第五十一号)第八条第一項に規定する法定計量単位(同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。)によるものとする。

(管理及び検査)

第六条 効率的手法導入推進基本調査を行う者又は効率的手法導入推進基本調査の成果について認証を行う者は、効率的手法導入推進基本調査が令別表第三に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、効率的手法導入推進基本調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないよう管理し、及び検査を行うものとする。

(記録等の保管)

第七条 効率的手法導入推進基本調査を行う者は、効率的手法導入推進基本調査に関する資料及び測量記録その他の記録を保管しなければならない。

(都市部官民境界基本調査の作業)

第四条 都市部官民境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

- 一 (略)

- 二 都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量及び都市部官民境界基本細部測量

- 三 街区点測量
- 四 復元測量

- 五 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成

(計量単位)

第五条 前条第二号から第四号までに規定する測量(以下「都市部官民境界基本測量」という。)における計量単位は、計量法(平成四年法律第五十一号)第八条第一項に規定する法定計量単位(同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。)によるものとする。

(管理及び検査)

第六条 都市部官民境界基本調査を行う者又は都市部官民境界基本調査の成果について認証を行う者は、都市部官民境界基本調査が令別表第三に定める誤差の限度内の精度を保ち、かつ、都市部官民境界基本調査に関する記録の記載又は表示に誤りがないよう管理し、及び検査を行うものとする。

(記録等の保管)

第七条 都市部官民境界基本調査を行う者は、都市部官民境界基本調査に関する資料及び測量記録その他の記録を保管しなければならない。

(省令に定めのない方法)

第八条 効率的手法導入推進基本調査を行う者は、地形の状況等によりこの省令に定める方法によりがたい場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この省令に定めのない方法により効率的手法導入推進基本調査を実施することができる。

第二章 計画

第九条 削除

第十条 削除

(作業計画)

第十一条 効率的手法導入推進基本調査の作業計画は、現地調査、効率的手法導入推進基本測量並びに効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

第三章 現地調査

(省令に定めのない方法)

第八条 都市部官民境界基本調査を行う者は、地形の状況等によりこの省令に定める方法によりがたい場合には、国土交通大臣の承認を受けて、この省令に定めのない方法により都市部官民境界基本調査を実施することができる。

第二章 計画

(都市部官民境界基本調査の実施に関する計画)

第九条 都市部官民境界基本調査を行う者は、当該都市部官民境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項について都市部官民境界基本調査の実施に関する計画を作成するものとする。

- 一 調査地域及び調査面積
- 二 調査期間
- 三 都市部官民境界基本調査図の縮尺
- 四 作業計画

(都市部官民境界基本調査図の縮尺)

第十条 都市部官民境界基本調査図の縮尺は、五百分の一(国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一)とする。

(作業計画)

第十一条 第九条第四号の作業計画は、現地調査、都市部官民境界基本測量並びに都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

第三章 現地調査

第一節 総則

(総則)

第十一条の二 現地調査は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査するものとする。

- 一 効率的な手法導入推進基本測量を地上測量による方式（以下「地上法」という。）により行う場合 街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無
- 二 効率的な手法導入推進基本測量を空中写真測量又は航空レーザ測量による方式（以下「航測法」という。）により行う場合 基本調査点に対応すると推定される地物等の有無

第二節 街区現地調査

(現地調査図素図等の作成)

第十二条「前条第一号に掲げる場合における現地調査（以下この節において「街区現地調査」という。）は、現地調査図素図及び現地調査図素図を作成して着手するものとする。」

(現地調査図素図の作成)

第十二条の二 現地調査図素図の作成に当たっては、登記所地図に加え、図上街区点の位置座標又は図上街区点間の距離が記載された資料（以下「図上街区点資料」という。）を収集するものとする。

2 現地調査図素図は、都市計画図又はこれに類似する大縮尺の地形図等に、次に掲げる事項を表示して作成するものとする。

- 一 名称
- 二 番号
- 三 縮尺及び方位

(現地調査図素図の作成)

第十二条「現地調査は、現地調査図素図を作成して着手するものとする。」

2・3 (略)

(新設)

- 四 街区の縁辺部の土地の地番
- 五 隣接する現地調査図素図の番号
- 六 作成年月日及び作成者の氏名
- 七 前項の規定により収集した登記所地図及び図上街区点資料が示す範囲及びそれらの名称
- 八 前号の登記所地図及び図上街区点資料が示す範囲内に存在する図上街区点のおおむねの位置

(現地調査図一覽図の作成)

第十二条の三 現地調査図一覽図は、現地調査図素図の接合関係を示す図面に次の各号に掲げる事項を表示して、作成するものとする。

- 一 名称
- 二 現地調査図素図の番号
- 三 調査区域に隣接する地番区域の名称
- 四 作成年月日及び作成者の氏名

(街区現地調査の実施)

第十三条 街区現地調査は、現地調査図素図に基づいて、街区ごとに行うものとする。

2 街区現地調査を行ったときは、現地調査図素図に調査年月日を記録するとともに街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無を表示して、現地調査図を作成するものとする。

第三節 筆界推定現地調査

(総則)

第十三条の二 第十一条の二第二号に掲げる場合における現地調査(以下「筆界推定現地調査」という。)は、効率的手法導入推進基本調査の成果が活用される地籍調査の予定その他の事情を勘案して必要な区域において行うものとする。

(新設)

(現地調査の実施)

第十三条 現地調査は、現地調査図素図に基づいて、街区ごとに行うものとする。

2 現地調査を行ったときは、現地調査図素図に調査年月日を記録するとともに街区点に係る標識等及び図上街区点標識等の有無を表示して、現地調査図を作成するものとする。

(調査図素図等の作成)

第十三条の三 筆界推定現地調査は、調査図素図、調査図一覧図及び現地調査票を作成して着手するものとする。

(調査図素図の作成)

第十三条の四 調査図素図は、登記所地図の写しに、次の各号に掲げる事項を表示して作成するものとする。

- 一 名称
 - 二 番号
 - 三 縮尺及び方位
 - 四 土地の所有者の氏名又は名称
 - 五 地番
 - 六 地目
 - 七 隣接する区域に係る登記所地図の名称又は調査図素図の番号
 - 八 作成年月日及び作成者の氏名
- 2 前項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項は登記所地図により、同項第四号及び第六号に掲げる事項は登記簿により表示するものとする。

(調査図一覧図の作成)

第十三条の五 第十二条の三の規定は筆界推定現地調査の調査図一覧図の作成について準用する。この場合において、同条中「現地調査図一覧図」とあるのは「調査図一覧図」と、「現地調査図素図」とあるのは「調査図素図」と読み替えるものとする。

(現地調査票の作成)

第十三条の六 現地調査票は、毎筆の土地について、登記簿に基づいて作成するものとする。

2 現地調査票は、原則として、地番区域ごとに、土地の所在、最初の

地番及び最終の地番、簿冊の番号、作成年月日及び作成者氏名を記載するものとする。

(資料収集及び筆界の推定)

第十三条の七 筆界推定現地調査を行うに当たっては、対象区域の毎筆の土地について、筆界に関する情報（地籍調査作業規程準則（昭和三十三年総理府令第七十一号）第三十条第一項の筆界に関する情報をいう。）に係る資料を収集し、当該資料に基づき筆界を推定するものとする。この場合においては、原則として、筆界の現地における位置に精通している者（以下「現地精通者」という。）の証言を求めものとする。

2 前項の規定により推定した筆界は、筆界推定線図に取りまとめるものとする。

(筆界推定現地調査)

第十三条の八 筆界推定現地調査は、調査図素図、調査図一覧図及び現地調査票に基づき行うものとする。

2 筆界推定現地調査を行ったときは、調査図及び現地調査票に調査年月日及び調査の結果を記録するとともに、調査図素図の表示が調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正し又は修正しその他調査図素図に必要な記録をして調査図を作成するものとする。

3 現地における推定した筆界の確認においては、原則として現地精通者の証言を求めものとする。

4 前条第一項の規定により推定した筆界が調査の結果と相違しているときは、調査図及び現地調査票に基づき、筆界推定線図を修正するものとする。

第四章 効率的な手法導入推進基本測量

第一節 総則

第四章 都市部官民境界基本測量

第一節 総則

(効率的手法導入推進基本測量の方式)

第十四条 効率的手法導入推進基本測量は、次の各号に掲げる方式のいずれかによって行うものとする。

一 地上法

二 航測法

2|| 効率的手法導入推進基本測量は、数値法によって行うものとする。

3|| 航測法による効率的手法導入推進基本測量は、令別表第四に定める精度区分乙二又は乙三が適用される区域において行うことができる。

(測量の基礎とする点)

第十五条 効率的手法導入推進基本測量は、基本三角点(測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。)若しくは基本水準点(同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。)若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点(以下「基準点等」という。)を基礎として行わなければならない。

(位置及び方向角の表示の方法)

第十六条 効率的手法導入推進基本測量における地点の位置は、令別表第一に掲げる平面直角座標系(以下「座標系」という。)による平面直角座標値(以下「座標値」という。)及び測量法施行令(昭和二十四年政令第三百二十二号)第二条第二項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)で表示するものとする。

2 (略)

(効率的手法導入推進基本調査図の図郭)

第十七条 効率的手法導入推進基本調査図の図郭は、地図上において座

(都市部官民境界基本測量の方式)

第十四条 都市部官民境界基本測量は、地上測量による数値法によって行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(測量の基礎とする点)

第十五条 都市部官民境界基本測量は、基本三角点(測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。)若しくは基本水準点(同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。)若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点(以下「基準点等」という。)を基礎として行わなければならない。

(位置及び方向角の表示の方法)

第十六条 都市部官民境界基本測量における地点の位置は、令別表第一に掲げる平面直角座標系(以下「座標系」という。)による平面直角座標値(以下「座標値」という。)及び測量法施行令(昭和二十四年政令第三百二十二号)第二条第二項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)で表示するものとする。

2 (略)

(都市部官民境界基本調査図の図郭)

第十七条 都市部官民境界基本調査図の図郭は、地図上において座標系

標系原点からX軸の方向に二十五センチメートル、Y軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

第二節 地上法

第一款 総則

(作業の順序)

第十八条 地上法による効率的手法導入推進基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一 地籍基本三角測量
- 二 地籍基本多角測量
- 三 地籍基本細部測量
- 四・五 (略)
- 2 (略)

(地籍基本調査基準点の配置)

第十九条 地籍基本調査基準点は、調査地域における基準点等の配置及び街区の状況等を考慮し、適正な密度をもつて配置するものとする。

(標識の設置の承諾)

第二十条 地籍基本調査基準点に標識を設置するに当たっては、あらかじめ、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

第二款 地籍基本三角測量

(地籍基本三角測量の方法)

第二十一条 地籍基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。

原点からX軸の方向に二十五センチメートル、Y軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

(作業の順序)

第十八条 都市部官民境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一 都市部官民境界基本三角測量
- 二 都市部官民境界基本多角測量
- 三 都市部官民境界基本細部測量
- 四・五 (略)
- 2 (略)

(都市部官民境界基本調査基準点の配置)

第十九条 都市部官民境界基本調査基準点は、調査地域における基準点等の配置及び街区の状況等を考慮し、適正な密度をもつて配置するものとする。

(標識の設置の承諾)

第二十条 都市部官民境界基本調査基準点に標識を設置するに当たっては、あらかじめ、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

第二節 都市部官民境界基本三角測量

(都市部官民境界基本三角測量の方法)

第二十一条 都市部官民境界基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。

ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

(地籍基本三角点の選定)

第二十二條 地籍基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2 地籍基本三角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

(多角路線の選定)

第二十三條 地籍基本三角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）又は地籍基本三角点を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

2 (略)

3 第一項の多角路線の次数は、基準点等又は地籍基本三角点を基礎として一次までとする。

(選点図及び平均図)

第二十四條 地籍基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、地籍基本三角点選点図及び地籍基本三角点平均図に取りまとめるものとする。

(標識の設置)

第二十五條 地籍基本三角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

(観測、測定及び計算)

のとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

(都市部官民境界基本三角点の選定)

第二十二條 都市部官民境界基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2 都市部官民境界基本三角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

(多角路線の選定)

第二十三條 都市部官民境界基本三角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）又は都市部官民境界基本三角点を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

2 (略)

3 第一項の多角路線の次数は、基準点等又は都市部官民境界基本三角点を基礎として一次までとする。

(選点図)

第二十四條 都市部官民境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、都市部官民境界基本三角点選点図に取りまとめるものとする。

(標識の設置)

第二十五條 都市部官民境界基本三角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

(観測、測定及び計算)

第二十六条 地籍基本三角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 地籍基本三角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍基本三角点網図及び地籍基本三角点成果簿に取りまとめるものとする。

第三款 地籍基本三角測量

(地籍基本三角測量の方法)

第二十七条 地籍基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

(地籍基本多角点の選定)

第二十八条 地籍基本多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2 地籍基本多角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

(多角路線の選定)

第二十九条 地籍基本多角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等、地籍基本三角点又は地籍基本多角点(以下「地籍基本多角点等」という。)を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。

2 前項の多角路線の次数は、基準点等(補助基準点を除く。)又は地籍基本三角点を基礎として一次までとする。ただし、隣接する調査地域における地籍基本多角測量により設置された地籍基本多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。

第二十六条 都市部官民境界基本三角測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 都市部官民境界基本三角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、都市部官民境界基本三角点網図及び都市部官民境界基本三角点成果簿に取りまとめるものとする。

第三節 都市部官民境界基本三角測量

(都市部官民境界基本三角測量の方法)

第二十七条 都市部官民境界基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

(都市部官民境界基本多角点の選定)

第二十八条 都市部官民境界基本多角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

2 都市部官民境界基本多角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

(多角路線の選定)

第二十九条 都市部官民境界基本多角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等、都市部官民境界基本三角点又は都市部官民境界基本多角点(以下「都市部官民境界基本多角点等」という。)を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。

2 前項の多角路線の次数は、基準点等(補助基準点を除く。)又は都市部官民境界基本三角点を基礎として一次までとする。ただし、隣接する調査地域における都市部官民境界基本多角測量により設置された都市部官民境界基本多角点を与点とする場合には、二次までとするこ

(選点図及び平均図)

第三十条 地籍基本多角点及び前条の多角路線の選定の結果は、地籍基本多角点選点図及び地籍基本多角点平均図に取りまとめるものとする。

(標識の設置)

第三十一条 地籍基本多角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

(観測、測定及び計算)

第三十二条 地籍基本多角点における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 地籍基本多角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍基本多角点網図及び地籍基本多角点成果簿に取りまとめるものとする。

第四款 地籍基本細部測量

(地籍基本細部測量の方法)

第三十三条 地籍基本細部測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

(地籍基本細部点の選定)

第三十四条 地籍基本細部点は、後続の測量を行うのに便利であり、か

とができる。

(選点図)

第三十条 都市部官民境界基本多角点及び前条の多角路線の選定の結果は、都市部官民境界基本多角点選点図に取りまとめるものとする。

(標識の設置)

第三十一条 都市部官民境界基本多角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

(観測、測定及び計算)

第三十二条 都市部官民境界基本多角点における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 都市部官民境界基本多角点の座標値及び標高は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、都市部官民境界基本多角点網図及び都市部官民境界基本多角点成果簿に取りまとめるものとする。

第四節 都市部官民境界基本細部測量

(都市部官民境界基本細部測量の方法)

第三十三条 都市部官民境界基本細部測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。

(都市部官民境界基本細部点の選定)

第三十四条 都市部官民境界基本細部点は、後続の測量を行うのに便利

つ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

(多角測量法による地籍基本細部測量)

第三十五条 多角測量法による地籍基本細部測量における多角路線の選定に当たっては、地籍基本多角点等又は地籍基本細部多角点(以下「地籍基本細部多角点等」という。)を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

2 前項の多角路線の次数は、地籍基本多角点等を基礎として二次までとする。

(選点図及び平均図)

第三十五条の二 地籍基本細部点及び前条の多角路線の選定の結果は、地籍基本細部点選点図及び地籍基本細部点平均図に取りまとめるものとする。

(放射法による地籍基本細部測量)

第三十六条 放射法による地籍基本細部測量は、地籍基本細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

2 放射法による地籍基本細部測量は、地籍基本三角測量、地籍基本多角測量又は多角測量法による地籍基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3 放射法による地籍基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する地籍基本細部多角点等を基準方向とし、与点から地籍基本細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした地籍基本細部多角点等までの距離より短くするものとする。

であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

(多角測量法による都市部官民境界基本細部測量)

第三十五条 多角測量法による都市部官民境界基本細部測量における多角路線の選定に当たっては、都市部官民境界基本多角点等又は都市部官民境界基本細部多角点(以下「都市部官民境界基本細部多角点等」という。)を結合する多角網又は単路線を形成するものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

2 前項の多角路線の次数は、都市部官民境界基本多角点等を基礎として二次までとする。

(新設)

(放射法による都市部官民境界基本細部測量)

第三十六条 放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

2 放射法による都市部官民境界基本細部測量は、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量又は多角測量法による都市部官民境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3 放射法による都市部官民境界基本細部測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する都市部官民境界基本細部多角点等を基準方向とし、与点から都市部官民境界基本細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部多角点等

4 地籍基本細部放射点の次数は、地籍基本細部多角点等を基礎として二次までとする。

(標識の設置)

第三十七条 地籍基本細部点には、標識を設置するものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

(観測、測定及び計算)

第三十八条 地籍基本細部測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 地籍基本細部点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、地籍基本細部点網図及び地籍基本細部点成果簿に取りまとめるものとする。

第五款 街区点測量

(街区点測量の基礎とする点)

第四十条 街区点測量は、単点観測法によるものを除き、地籍基本多角点等及び地籍基本細部点(以下「地籍基本細部点等」という。)を基礎として行うものとする。

(多角測量法による街区点測量)

第四十一条 多角測量法による街区点測量における多角路線の選定に当たっては、地籍基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

までの距離より短くするものとする。

4 都市部官民境界基本細部放射点の次数は、都市部官民境界基本細部多角点等を基礎として二次までとする。

(標識の設置)

第三十七条 都市部官民境界基本細部点には、標識を設置するものとする。ただし、既設の工作物を利用することを妨げない。

(観測、測定及び計算)

第三十八条 都市部官民境界基本細部測量における観測及び測定は、地図及び簿冊に令で定める限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 都市部官民境界基本細部点の座標値は、前項の観測及び測定の結果に基づいて求めるものとし、その結果は、都市部官民境界基本細部点網図及び都市部官民境界基本細部点成果簿に取りまとめるものとする。

第五節 街区点測量

(街区点測量の基礎とする点)

第四十条 街区点測量は、単点観測法によるものを除き、都市部官民境界基本多角点等及び都市部官民境界基本細部点(以下「都市部官民境界基本細部点等」という。)を基礎として行うものとする。

(多角測量法による街区点測量)

第四十一条 多角測量法による街区点測量における多角路線の選定に当たっては、都市部官民境界基本細部点等を結合する多角網又は単路線を形成するよう努めなければならない。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、閉合路線を形成することができる。

(放射法による街区点測量)

第四十二条 放射法による街区点測量は、地籍基本細部点等と与点として行うものとする。

2 放射法による街区点測量は、地籍基本三角測量、地籍基本多角測量又は地籍基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3 放射法による街区点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する地籍基本細部点等を基準方向とし、与点から街区点までの距離は、与点から基準方向とした地籍基本細部点等までの距離より短くするものとする。

(単点観測法による街区点測量)

第四十四条 単点観測法による街区点測量において、観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2 単点観測法により観測された街区点の座標値は、周辺の地籍基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

(次数の制限)

第四十五条 街区点測量(単点観測法によるものを除く。)における街区点の次数は、地籍基本細部点等を基礎として、多角測量法にあつては二次まで、その他の方法にあつては一次までとし、基準点等(補助基準点を除く。)又は地籍基本三角点を基礎として求めた街区点の通算次数は、五次までとする。

(観測、測定及び計算)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

4 街区点測量図には、前項に規定するもののほか、地籍基本調査基準点の位置及び番号並びに相隣る街区点を結ぶ直線を記載するものとする。

(放射法による街区点測量)

第四十二条 放射法による街区点測量は、都市部官民境界基本細部点等と与点として行うものとする。

2 放射法による街区点測量は、都市部官民境界基本三角測量、都市部官民境界基本多角測量又は都市部官民境界基本細部測量に引き続き行う場合を除き、あらかじめ与点の点検測量を行うものとする。

3 放射法による街区点測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する都市部官民境界基本細部点等を基準方向とし、与点から街区点までの距離は、与点から基準方向とした都市部官民境界基本細部点等までの距離より短くするものとする。

(単点観測法による街区点測量)

第四十四条 観測に使用する測位衛星の数は五以上とし、受信高度角は十五度以上とする。

2 単点観測法により観測された街区点の座標値は、周辺の都市部官民境界基本細部点等との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

(次数の制限)

第四十五条 街区点測量(単点観測法によるものを除く。)における街区点の次数は、都市部官民境界基本細部点等を基礎として、多角測量法にあつては二次まで、その他の方法にあつては一次までとし、基準点等(補助基準点を除く。)又は都市部官民境界基本三角点を基礎として求めた街区点の通算次数は、五次までとする。

(観測、測定及び計算)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

4 街区点測量図には、前項に規定するもののほか、都市部官民境界基本調査基準点の位置及び番号並びに相隣る街区点を結ぶ直線を記載するものとする。

る。
(削る)

第六款 復元測量

(特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置の座標計算)
第五十一条 特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置は、登記所地図が示す街区の形状及び図上街区点の位置関係と整合するよう、特定図上街区点を基礎として、座標変換又は図上街区点間の距離を用いた計算により求めるものとする。

(復元測量図の作成)

第五十二条 (略)

2 復元測量図には、特定図上街区点及び特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置及び番号、相隣る図上街区点を結ぶ直線並びに復元測量に用いた登記所地図及び図上街区点資料の名称を記載するものとする。

3 (略)

第三節 航測法

第一款 総則

(作業の順序)

第五十二条の二 航測法による効率的手法導入推進基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一 地籍基本三角測量
- 二 航空測量

2 前項第二号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度

るものとする。

5|| 街区点測量図の縮尺は、五百分の一(国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一)とする。

第六節 復元測量

(特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置の座標計算)
第五十一条 特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置は、公図等が示す街区の形状及び図上街区点の位置関係と整合するよう、特定図上街区点を基礎として、座標変換又は図上街区点間の距離を用いた計算により求めるものとする。

(復元測量図の作成)

第五十二条 (略)

2 復元測量図には、特定図上街区点及び特定図上街区点以外の図上街区点の現地における位置及び番号、相隣る図上街区点を結ぶ直線並びに復元測量に用いた公図等及び図上街区点資料の名称を記載するものとする。

3 (略)

内の精度を保つことができる場合は、同項第一号に掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。

3 航空測量は、筆界推定現地調査と併行して行うものとする。

第二款 地籍基本三角測量

第五十二条の三 第二十一条から第二十六条までの規定は、航測法による効率的手法導入推進基本測量を行う場合について準用する。

第三款 航空測量

(航空測量の実施)

第五十二条の四 航空測量は、次の各号に掲げる作業により実施するものとする。

- 一 空中写真測量
- 二 航空レーザ測量
- 三 既存資料の収集及び解析
- 四 基本調査点の座標値の算出

2 前項第四号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、同項第一号から第三号までに掲げる作業の一部を省略することができる。

(準用)

第五十二条の五 地籍調査作業規程準則第七十七条(第四項から第六項までを除く。)及び第七十八条から第八十一条の八までの規定は、航空測量による効率的手法導入推進基本測量を行う場合について準用する。この場合において、第七十七条第一項中「地籍図根三角点等」とあるのは「地籍基本三角点等」と、第七十八条中「標定点等及び航測図根点(以下「航測図根点等」という。)」とあるのは「標定点等」と、「航測図根点等」とあるのは「標定点等」と、第七十九条第二項

及び第八十一条の三第二項中「地籍図根点等」とあるのは「地籍基本多角点等」と、第八十一条の二中「筆界案」とあるのは「筆界推定線図」と読み替えるものとする。

(基本調査点の座標値の算出及び基本調査点座標簿の作成)

第五十二条の六 基本調査点の座標値は、空中写真又は航空レーザ測量データを用いて算出したものを採用するものとする。

2 前項の作業を終えたときは、基本調査点座標簿を作成するものとする。

第五章 効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿の作成

基本調査簿の作成

(効率的手法導入推進基本調査図原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案)

第五十三条 効率的手法導入推進基本測量を終了したときは、効率的手法導入推進基本調査図原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案を作成するものとする。

2 前項の効率的手法導入推進基本調査図原図は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づいて作成するものとする。

一 効率的手法導入推進基本測量を地上法により行った場合 現地調査図、街区点測量図及び復元測量図並びに地籍基本三角点成果簿、地籍基本多角点成果簿、地籍基本細部点成果簿、街区点座標簿及び

図上街区点座標簿

二 効率的手法導入推進基本測量を航測法により行った場合 調査図及び筆界推定線図並びに地籍基本三角点成果簿及び基本調査点座標簿

3 前項第二号に掲げる場合であつて、効率的手法導入推進基本調査図

第五章 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の作成

(都市部官民境界基本調査図原図及び都市部官民境界基本調査簿案)

第五十三条 都市部官民境界基本測量を終了したときは、都市部官民境界基本調査図原図及び都市部官民境界基本調査簿案を作成するものとする。

2 前項の都市部官民境界基本調査図原図は、現地調査図、街区点測量図及び復元測量図並びに都市部官民境界基本三角点成果簿、都市部官民境界基本多角点成果簿、都市部官民境界基本細部点成果簿、街区点座標簿及び図上街区点座標簿に基づいて作成するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

原図の一部において当該効率的手法導入推進基本調査図原図の縮尺では基本調査点の状況を所要の精度をもって表示することが困難である場合は、当該部分について所要の精度をもって表示するに足りる縮尺の明細図を別に作成することができる。

4|| 第一項の効率的手法導入推進基本調査簿案は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づいて作成するものとする。

- 一|| 第二項第一号に掲げる場合 地籍基本三角点成果簿、地籍基本多角点成果簿及び地籍基本細部点成果簿
- 二|| 第二項第二号に掲げる場合 地籍基本三角点成果簿

（効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿）

第五十四条 前条において作成した効率的手法導入推進基本調査図原図及び効率的手法導入推進基本調査簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを効率的手法導入推進基本調査の成果としての効率的手法導入推進基本調査図及び効率的手法導入推進基本調査簿とする。

3|| 第一項の都市部官民境界基本調査簿案は、都市部官民境界基本三角点成果簿、都市部官民境界基本多角点成果簿及び都市部官民境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

（新設）

（都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿）

第五十四条 前条において作成した都市部官民境界基本調査図原図及び都市部官民境界基本調査簿案について、法第十七条の規定による手続が終了したときは、それぞれを都市部官民境界基本調査の成果としての都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿とする。

（被災地域境界基本調査作業規程準則の一部改正）

第四条 被災地域境界基本調査作業規程準則（平成二十八年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 (略)

第一節第三節 (略)

第四章 (略)

附則

(目的)

第一条 国土調査法施行規則(平成二十二年国土交通省令第五十号)第

一条第二号に規定する被災地域境界基本調査(以下「被災地域境界基本調査」という。)に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

(削る)

(削る)

二 被災地域境界基本細部点 地盤の変動の状況を把握するために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細部点をいう。

改正前

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 (略)

第一節第三節 (略)

第四節 被災地域境界基本調査点計算(第二十五条―第二十六条)

第四章 (略)

附則

(目的)

第一条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号。以下「法」という

。) 第二条第二項の規定による地籍調査の基礎とするために行う土地及び水面の測量のうち、地震による地盤の著しい変動が生じたことにより地籍調査の成果が現況に適合しなくなり、再び地籍調査を実施することが必要な地域において、現況と地籍調査の成果との差異を明らかにするために行う測量(以下「被災地域境界基本調査」という。)に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 被災地域境界基本調査点 土地の区画又は位置及び形状を構成する点をいう。

三 被災地域境界基本調査点計算 被災地域境界基本調査点の座標値の計算をいう。

四 被災地域境界基本細部点 被災地域境界基本調査点計算の基礎とするために設置する基準点のうち、令別表第三に掲げる地籍基本細

三〇五 (略)

(被災地域境界基本調査の作業)

第四条 被災地域境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

(削る)

三 (略)

(計量単位)

第五条 前条第一号に規定する測量及び同条第二号に規定する計算(以下「被災地域境界基本測量」という。)における計量単位は、計量法(平成四年法律第五十一号)第八条第一項に規定する法定計量単位(同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。)によるものとする。

第九条 削除

第十条 削除

(作業計画)

部点をいう。
五〇七 (略)

(被災地域境界基本調査の作業)

第四条 被災地域境界基本調査の作業は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

三 被災地域境界基本調査点計算

四 (略)

(計量単位)

第五条 前条第一号に規定する測量並びに同条第二号及び第三号に規定する計算(以下「被災地域境界基本測量」という。)における計量単位は、計量法(平成四年法律第五十一号)第八条第一項に規定する法定計量単位(同法附則第三条及び第四条の規定により法定計量単位とみなされる計量単位を含む。)によるものとする。

(被災地域境界基本調査の実施に関する計画)

第九条 被災地域境界基本調査を行う者は、当該被災地域境界基本調査の開始前に、次に掲げる事項について被災地域境界基本調査の実施に関する計画を作成するものとする。

一 調査地域及び調査面積

二 調査期間

三 被災地域境界基本調査図の縮尺

四 作業計画

(被災地域境界基本調査図の縮尺)

第十条 被災地域境界基本調査図の縮尺は、五千分の一又は一万分の一とする。

(作業計画)

第十一条 被災地域境界基本調査の作業計画は、被災地域境界基本測量並びに被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

(測量の基礎とする点)

第十三条 被災地域境界基本測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは国土調査法（昭和二十六年法律第八十号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

(作業の順序)

第十六条 被災地域境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一・二 (略)

(削る)

(選点図及び平均図)
第二十条 被災地域境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、被災地域境界基本測量選点図及び被災地域境界基本測量平均図に取りまとめるものとする。

(削る)

第二十五条 削除

第十一条 第九条第四号の作業計画は、被災地域境界基本測量並びに被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の作成の各作業別に定めるものとする。この場合において、各作業間の相互の関連及び進度を考慮して作成するものとする。

(測量の基礎とする点)

第十三条 被災地域境界基本測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

(作業の順序)

第十六条 被災地域境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

- 一・二 (略)
- 三 被災地域境界基本調査点計算

(選点図)

第二十条 被災地域境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、被災地域境界基本測量選点図に取りまとめるものとする。

第四節 被災地域境界基本調査点計算

(被災地域境界基本調査点計算の方法)

第二十五条 被災地域境界基本調査点計算は、補間法により行うものと

第二十六条 削除

(被災地域境界基本調査図原図及び被災地域境界基本調査簿案)

第二十七条 (略)

2 前項の被災地域境界基本調査図原図は、被災地域境界基本三角点網図並びに被災地域境界基本三角点成果簿及び被災地域境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

3 第一項の被災地域境界基本調査簿案は、被災地域境界基本三角点成果簿及び被災地域境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

する。

(計算)

第二十六条 被災地域境界基本調査点計算は、令別表第四に定める誤差の限度に準じて、当該誤差の限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

2 被災地域境界基本調査点の座標値は、地籍図等が示す当該点の座標値を基礎として、第二十四条の被災地域境界基本細部点計算の結果を用いて求めるものとし、その結果は、被災地域境界基本調査点成果簿に取りまとめるものとする。

(被災地域境界基本調査図原図及び被災地域境界基本調査簿案)

第二十七条 (略)

2 前項の被災地域境界基本調査図原図は、被災地域境界基本三角点網図並びに被災地域境界基本三角点成果簿、被災地域境界基本細部点成果簿及び被災地域境界基本調査点成果簿に基づいて作成するものとする。

3 第一項の被災地域境界基本調査簿案は、被災地域境界基本三角点成果簿、被災地域境界基本細部点成果簿及び被災地域境界基本調査点成果簿に基づいて作成するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(地籍簿の様式を定める省令等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）

二 地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）

三 都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二年総理府令第四十三号）

四 山村境界基本調査作業規程準則（平成二十三年国土交通省令第五号）

五 山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十三年国土交通省令第六号）

六 被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十八年国土交通省令第六十七号）

(地籍簿の様式を定める省令等の廃止に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の同条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる省令の規

定に基づいて作成した地図及び簿冊は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則の相当する規定に基づいて作成したものとみなす。

2 前条の規定による廃止前の同条第四号の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の効率的手法導入推進基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。

(国土調査法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行前に交付した国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第八十三号）による改正前の国土調査法施行令別表第五による身分証明書は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則別記様式第七による身分証明書とみなす。

(地籍調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行前に、第二条による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあった作業規程については、第二条の規定による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあったものとみなす。

(都市部官民境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行前に、第三条の規定による改正前の都市部官民境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の効率的手法導入推進基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。